



紹介議員	宝塚市議会議員	山本敬子
	同	田中こう
	同	たぶち静子
	同	大島淡紅子

請願の趣旨

平素は、自治会活動に対し、ご協力、ご尽力を賜り心から感謝申し上げます。

私たち各地域の単位自治会は、永年にわたり、地域における住民自治の担い手として、地域の生活環境整備や防犯・防災対策及び、地域住民の見守り活動や親睦・きずなづくりなどさまざまな活動を、市行政とも連携・協力し、その推進に努めてまいりました。

最近では、地域住民に、自治会離れの意識が強くなっていく傾向が見受けられますが、超高齢化社会の到来や、急激な人口減少の傾向を見るとき、地域自治、地域のきずなづくりの必要性はますます増大し、より一層、各単位自治会の活動が重要になってきていると考えております。

さて、昨年から、自治会行政事務委託料の支払いなど、自治会連合会の運営を巡り、各単位自治会と自治会連合会の間で、いくつかの意見の相違が大きくなってまいりました。先の3月市議会では、予算特別委員会において、自治会連合会への行政事務委託料の予算凍結が決議されるとともに、自治会連合会への補助金の一部（増額部分）が減額修正されました。

その後、市におかれましては、公正・公平の原則に基づき事業の見直しが行われ、9月市議会には、自治会関係予算の修正案が提案されるとお聞きしております。

ところが、9月市議会に自治会関係予算の修正案が提案されるに伴い、定められる「宝塚市自治会補助金交付要綱」では、自治会連合会への加入の有無によって単位自治会を区分し、補助金対象となる事業の範囲に差を設け、未加入自治会へは加入自治会の70%しか補助金を交付しないとする要綱になっているとのことです。

新たに定められる要綱どおりに事業が実施されることになれば、自治会連合会に加入していない単位自治会に限っては、市から「各種集会、大会等への参加啓発、その他市の事業への協力」の要請は行われず、市長等執行機関の「附属機関の委員会等の候補者推薦」の対象から除外されることとなります。そのことは、市の基本方針である「市民との協働の指針」に反することは明らかであり、地域住民の間に新たな混乱を招き、市の行政運営に大きな過誤を生む結果となります。

市は、同じ市民であり平等に市税の負担を担っている地域住民で組織される単位自治会を、自治会連合会への加入の有無で差別化し、不公平で不公正な取扱いを行うべきではありません。

今年度は、補助金交付の基準日が、平成26年4月1日であることから、補助金の支給に新たな混乱は生じませんが、平成27年度に向け、以下の通り「宝塚市自治会補助金交付要綱」を見直し、補助金の交付にあたっては、補助制度の趣旨を踏まえ、適切に執行されることを求めます。

請願の項目

- 1 単位自治会への補助金交付にあたっては、市民との協働の指針に基づき、宝塚市自治会連合会への加入の有無により支給額に差を設けることなく、公正・公平に取り扱うこと。
- 2 単位自治会への補助金の交付条件の設定にあたっては、自治会運営の過去の経過や現状に配慮し、当分の間、弾力的に運営すること。